



第17回遠州灘沿岸侵食対策検討委員会が開催されます

遠州灘海岸の現状と課題を明らかにし、今後の侵食対策について検討するため、学識経験者等で構成する侵食対策検討委員会を定期的に行っています。

第17回の委員会を下記のとおり開催しますので。傍聴を希望される方は6月2日(月)までに問合せ先あてにご連絡ください。



遠州灘海岸(磐田市～御前崎市:40.4Km)

【第17回委員会の概要】

日時:平成26年6月3日(火) 14時～16時30分

会場:県浜松総合庁舎7階702会議室(浜松市中区中央1-12-1)

議題:御前崎海岸の侵食対策

浜松篠原海岸の養浜検証

福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスモニタリング ほか



会場
県浜松総合庁舎
7階702会議室

JR浜松駅北口より
徒歩10分程度

会場位置図

【問合せ先】

袋井土木事務所企画検査課

電話:0538-42-3216

Eメール:fukudo-kikakukensa@pref.shizuoka.lg.jp

遠州灘沿岸侵食対策検討委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、委員会当日、会場で受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議当日は受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (4) 会場の制約上、入室いただけない場合があります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。